

令和2年度おんせん県おおいた観光素材動画制作事業募集要項

1 目的

大分県内18市町村の観光素材（温泉・自然・風景・史跡・イベント・食・体験等）を効果的に誘客につなげるため、商用で利用されることを意識し、空撮などを取り入れた新たな視点で、視聴者的心を動かす魅力的な動画を作成することを目的とする。

従来のマスメディア広告に加え、SNS、WEBサイト、デジタルマーケティング等においても活用し、また旅行代理店などに対しても大分県の魅力の情報発信を行い、おんせん県おおいたを旅行先として選んでいただけるよう、より訴求力のあるコンテンツ制作を目的とする。

2 契約に付する事項

- (1) 委託名 令和2年度おんせん県おおいた観光素材動画制作事業
- (2) 履行場所 大分県大分市高砂町2番50号 OASISひろば21 3階
公益社団法人ツーリズムおおいた
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (4) 業務概要 別紙「令和2年度おんせん県おおいた観光素材動画制作事業委託仕様書」による。
- (5) 委託上限額 10,600千円（消費税及び地方消費税を含む）
(上記金額には、撮影に係る交通費等の経費、納品に係る経費等を含む)
- (6) 著作権等
大分県・各市町村・ツーリズムおおいたが契約の目的物（以下「成果物」という。）である動画をホームページやインターネットの動画サイト等および商談等で登載することを許諾すること。
成果物の著作権は、原則としてツーリズムおおいたに帰属する。ただし、ツーリズムおおいたに帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。
また、成果物及び委託契約に基づく成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

3 参加資格等

(1) 参加資格

参加できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ① 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する者に必要な資格を有する者又は同等の資質を有する者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと
- ③ 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- ④ 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- ⑤ ツーリズムおおいたとの情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。

- ⑦ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- ⑧ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利便や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者
 - ク 暴力団（員）であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑨ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと
- ⑩ 国税及び地方税を滞納していない者であること

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- ⑤ 見積金額が事務局の提示する予算上限額を上回るとき

（3）参加資格確認申込書及び資格審査書類

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（別紙様式1）を令和2年9月23日（水）17時までに提出すること（FAX可。その場合は必ずただちに電話にて着信を確認すること）

また、次に定める資格審査書類を、企画提案書等の提出期限（令和2年9月29日（火）17時）までに持参または簡易書留郵便で提出すること。

- ① 資格審査書類（1部提出。A4サイズ。長辺綴じ）
 - ア 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式2）
 - イ 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。）
 - ウ 過去の類似業務の実績を証する書類

(4) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、企画書提出期限の令和2年9月29日(火)までに「辞退届」(別紙様式3)を提出すること。

4 募集から契約締結までのスケジュール

日 程	時 間	内 容
令和2年9月10日(木)	—	募集開始
令和2年9月16日(水)	17時	質問受付期限
令和2年9月23日(水)	17時	企画提案競技参加申込書受付期限
令和2年9月29日(火)	17時	企画提案書受付期限
令和2年10月6日(火)予定	—	選考委員会(予備日10月7日予定)
令和2年10月9日(金)予定	—	結果通知

5 説明会 実施しない

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」(別紙様式4)にて行うものとし、質問書はE-mailまたはFAXで提出すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

ア 提出期限 令和2年9月16日(水) 17時まで

イ 提出先 〒870-0029 大分県大分市高砂町2番50号 OASISひろば21 3階

公益社団法人 ツーリズムおおいた 誘致営業部 国内誘致班

FAX 097-536-6251 E-mail abe@we-love-oita.or.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、原則受付後2日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日を除く)以内にツーリズムおおいたのホームページにて公表する。なお、回答内容は、本業務の実施要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

7 企画提案書の提出等

業務の目的等に留意のうえ、下記の書類を10部作成し、提出期限((2)提出期限及び提出先を参照)までに提出すること。

A4サイズ(片面印刷)。白黒、カラーは問わない。

(ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること)

(1) 提出書類

- ① 表紙（様式自由：A4版）
 - ・会社名、担当者名及び電話番号等連絡先（E-mail含む）を明記すること。
- ② 企画提案書（様式自由：A4版）
 - ・企画提案の提出は1社1案とする。
- ③ 協力企業一覧表（様式自由：A4版）
 - ・業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。
- ④ 業務実施体制表（様式自由）
 - ・組織体制、受託責任者、予定担当者、当該配置予定担当者の経歴及び業務実績等を記載したもの。
- ⑤ 企業組織の概要（様式自由）
- ⑥ 同様の事業実施実績
- ⑦ 見積書（様式自由）
 - ・項目ごとに単価、金額等内訳を記載すること。
- ⑧ 上記①～⑦までを50枚以内とする

(2) 提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和2年9月29日（火）17時（郵送の場合は17時着まで）
- ② 提出先 〒870-0029 大分県大分市高砂町2番50号 OASISひろば21 3階
公益社団法人ツーリズムおおいた 国内誘致班 担当：安部

(3) 提出方法

- ・持参又は郵送するとともに、E-mailにてデータを提出すること。
- ・郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

8 審査について

提出された書類をもとに、別に定める提案競技審査委員会で審査し、予算内で優秀な提案を選定する。審査結果については、文書で提案者に通知する。審査員及び審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。

(1) 審査の基準

提案された企画は次の項目により審査します

項目	内容	
1 基本事項		
コンセプト	<ul style="list-style-type: none">・委託事業の趣旨・目的にそった企画提案になっているか・大分の魅力を発信したいという熱意を感じ取れるか	

	経験等	・今までの類似業務の実績
	見積金額	・見積もり金額は妥当な金額か
2 企画内容		
	企画構成	・素材のもつ魅力を最大限生かした仕上がりが期待できるものとなっているか
	魅力の PR	・18市町村の魅力を十分に PR できる内容となっているか
	制作	・各媒体に活用できる動画を期待できるか ・動画のクオリティが保証されているか
	誘客	・最終目的である誘客につながるための、工夫がなされているか
	その他	・その他企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか
3 業務管理体制		
	実施体制	・責任者や役割分担等が具体的に示され、要請に応じて即時の対応ができる体制が整っており、本業務を確実に履行できるか
	業務企画・作業工程	・作業ごとに開始・終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか

(2) 審査及び結果通知

① 提案者が多数の場合

応募者多数の場合は、別途定める審査委員会にて予備審査を行うことができ、プレゼンテーションを行う者として3者程度を選定することがある。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者に通知する。なお予備審査は令和2年10月2日（金）（予定）に書面にて行う。

② 提案者が1者の場合

審査委員会における審査において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合には、本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

③ 提案者がいない場合

ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

④ 審査方法：15分以内のプレゼンテーション、15分以内の質疑応答を実施した後、審査委員会にて審査を行う（プレゼンテーションには15秒のイメージ動画を1本以上入れこむこと）

⑤ プrezentation審査結果は、令和2年10月9日（金）を目処に文書及びE-mailにより通知する。

⑥ 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

9 その他

- 企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

- ・この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また提出期限後の差替え及び再提出も認めない。
- ・採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。

1.0 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-0029 大分市高砂町2番50号 OASISひろば21 3階
公益社団法人ツーリズムおおいた 安部
TEL:097-536-6250 FAX:097-536-6251 E-mail:abe@we-love-oita.or.jp